

議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

人 事 課 人 事 担 当

議案名

議案第47号 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条により、地方公務員法が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等に至ったことをもって当然に失職することがなくなることから、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

現行条例において、失職した者についての退職手当の支給制限(退職手当の全部又は一部を支給しない処分のこと。)について定めていますが、成年被後見人等に該当し失職した者については、支給制限の対象から除く旨規定しています。

地方公務員法の改正に伴い、職員が成年被後見人等に至ったことをもって当然に失職することがなくなることから、不要となる除外規定を削除します。

(施行期日：令和元年12月14日)

背景・経過

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が平成28年5月に施行され、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められました。

同法に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が、令和元年6月14日に公布され、同法第44条により、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)等が改正されました(令和元年12月14日施行)。

地方公務員法の主な改正内容は以下のとおりです。

- (1)成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除する。
- (2)職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除する。

参考資料

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人の財産等の権利を擁護する民法上の制度。

- ・ 成年被後見人…判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- ・ 被保佐人………判断能力が著しく不十分な人